



鳥取県公報

令和3年8月20日（金）
第9326号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出（436）（福祉監査指導課） 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（437）（〃） 2
	身体障害者福祉法による医師の指定（438）（障がい福祉課） 2
	指定自立支援医療機関の指定（439）（〃） 2
	特定計量器の定期検査の実施（440）（くらしの安心推進課） 3
	保安林の指定予定（441）（森林づくり推進課） 3
	公共測量の実施（442）（県土総務課） 4
	物品売払代金の徴収事務の委託（443）（西部総合事務所環境建築局） 4
	開発行為に関する工事の完了（3件）（444～446）（〃） 4
	土地改良区の役員の就退任（447）（西部総合事務所農林局） 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（12） 6
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課） 6
	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課） 7
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （2件）（森林づくり推進課） 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（庶務集中課） 8
	随意契約の相手方の決定（2件）（情報政策課） 15
	落札者の決定（4件）（〃） 15
◇ 正 誤	令和3年6月18日付鳥取県告示第360号中訂正 17

告 示

鳥取県告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地及び訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
株式会社ちいき けあ山陰	米子市米原六丁目6-6	訪問看護リハビリステーション ビュートゾルフ 米子	米子市米原六丁目6-6	令和3年7月 1日

鳥取県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ささ木在宅ケアクリニック	米子市西福原5丁目7-13	令和3年6月30日

鳥取県告示第438号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経小児科	肢体不自由	岡西 徹	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	川口 達也	〃
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	川本 文弥	〃

鳥取県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
山本 了	倉吉市宮川町二丁目76-10	みらい内科クリニック	倉吉市昭和町二丁目233	更生医療	令和3年7月1日

鳥取県告示第440号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡大山町	令和3年9月28日（火）	午後1時から午後3時まで	西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター
”	令和3年10月1日（金）	午前11時から午後4時まで	西伯郡大山町御来屋263-1 大山町名和公民館
”	令和3年10月5日（火）	午後1時から午後3時まで	西伯郡大山町末長269-1 大山町大山公民館
西伯郡日吉津村	令和3年10月8日（金）	”	西伯郡日吉津村大字日吉津930 ヴィレステひえづ
西伯郡伯耆町	令和3年10月12日（火）	午前11時から午後4時まで	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町農村環境改善センター
”	令和3年10月15日（金）	午後1時から午後3時まで	西伯郡伯耆町長山292 溝口武道館
西伯郡南部町	令和3年10月19日（火）	”	西伯郡南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎
”	令和3年10月22日（金）	”	西伯郡南部町法勝寺167-2 プラザ西伯

鳥取県告示第441号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町生山字板井谷山601の1、601の4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第442号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和3年8月10日から令和4年3月15日まで
- 3 作業地域 鳥取市の一部及び岩美郡岩美町

鳥取県告示第443号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 委託の相手
株式会社米子木材市場
- 2 委託期間
令和3年7月12日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第444号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

令和3年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年4月16日 鳥取県指令第202100019819号
令和3年6月10日 鳥取県指令第202100068668号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市中野町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市上道町1979
森脇 健太

鳥取県告示第445号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

令和3年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和元年9月5日 鳥取県指令第201900149036号

令和2年8月4日 鳥取県指令第202000116110号

令和3年6月24日 鳥取県指令第202100078808号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市西工業団地

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市西工業団地100

株式会社日新 代表取締役 又賀 航一

鳥取県告示第446号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和3年7月29日 鳥取県指令第202100098090号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市高松町字与次右エ門開

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎七丁目4-8

宮崎 千里

鳥取県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の名及び住所

理事	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
〃	大 前 和 己	米子市石州府430
〃	高 橋 文 雄	米子市石州府443
〃	石 崎 満	米子市石州府434-2
〃	奥 田 薫	米子市福万619
〃	梅 林 一 夫	米子市福万597
〃	神 坂 浩	西伯郡伯耆町押口101
〃	西 澤 道 幸	西伯郡伯耆町押口166
〃	中 原 速 美	西伯郡伯耆町押口160-2
〃	山 下 均	西伯郡伯耆町押口38
監事	仲 村 明	米子市石州府453
〃	高 橋 敦 美	米子市石州府431
〃	山 澤 敏 弘	西伯郡伯耆町押口183

令和3年7月26日退任

就任した役員の名及び住所

理事 野 坂 次 雄 米子市石州府448

〃 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
〃 大 前 和 己 米子市石州府430
〃 高 橋 文 雄 米子市石州府443
〃 石 崎 満 米子市石州府434- 2
〃 奥 田 薫 米子市福万619
〃 梅 林 一 夫 米子市福万597
〃 井 本 達 彦 西伯郡伯耆町押口160- 1
〃 井 中 誠 西伯郡伯耆町押口15
〃 中 原 速 美 西伯郡伯耆町押口160- 2
〃 山 下 均 西伯郡伯耆町押口38
監 事 中 本 幸 延 米子市石州府444
〃 山 澤 敏 弘 西伯郡伯耆町押口183
〃 松 下 美 子 米子市日下319
令和3年7月27日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

令和3年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年8月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和3年8月26日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁執行部控室
- 3 議題
 - (1) 第49回衆議院議員総選挙に係る啓発事業要領及び事業計画について
 - (2) その他

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和3年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和3年7月1日（木）から同年9月3日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 筆記試験及び適性検査
 - ア 試験期日
令和3年9月18日（土）
 - イ 試験場

- (ア) 新日本海新聞社（鳥取市富安二丁目137）
- (イ) 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）
- (ウ) 鳥取県立米子産業体育館（米子市東福原八丁目27-1）
- (2) 口述試験及び身体検査
 - ア 試験期日
 - 令和3年9月16日（木）～同月22日（水）までの間の指定する1日
 - イ 試験場
 - (ア) 陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
 - (イ) 陸上自衛隊日本原駐屯地（岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地）
- 5 合格発表予定日
 - 試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
 - 令和4年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
 - 採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
 - 本部（0857-23-2251）
 - 鳥取募集案内所（0857-26-4019）
 - 倉吉地域事務所（0858-47-3250）
 - 米子地域事務所（0859-33-2440）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
米子市古豊千字大井手東1472-1	田	784
米子市古豊千字大井手東1472-2		330

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）
米子市古豊千字大井手東1472-1	田	令和3年11月 1日	10年	1,568
米子市古豊千字大井手東1472-2				660

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
理事長 伊藤 友昭
鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに鳥取地方法務局米子支部に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は鳥取地方法務局米子支部において、供託された補償金の還付を請求することができる。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

西伯郡大山町今在家字上小原905の2、東坪字東屋敷194の1、194の9、字的場336の2、343の2、名和字後谷470の2

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和3年5月27日付農林水産省告示第901号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 大山町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

西伯郡伯耆町丸山字臼場1025の2、1029の2、1034の2、字上狼谷1558の3、番原字三条尻643の2、字前ノ段620の3、真野字釜ヶ谷883

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和3年7月8日付農林水産省告示第1150号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 伯耆町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第322号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和4年度軽自動車（乗用、新車）33台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和4年4月8日から令和10年3月31日までとする。

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力し、又は入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年8月30日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 自動車のリース契約を締結し、令和元年8月21日（水）から令和3年8月20日（金）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であり、自動車の貸付を確実に履行できる者であること。

(6) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（令和3年8月20日（金）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当
電話 0857-26-7497
電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和3年8月20日(金)午前11時から同年9月10日(金)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年8月20日(金)から同年9月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月29日(水)から同年10月6日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

また、郵便等による入札書の受領期間は、令和3年10月5日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年10月6日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年9月10日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者には、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等

により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 33 Light vehicles

(2) September 10, 2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 6, 2021 noon: Time-limit for submission of tenders

(October 5, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1

項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第322号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和4年度軽自動車（貨物、新車）23台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和4年4月8日から令和10年3月31日までとする。

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力し、又は入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年8月30日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 自動車のリース契約を締結し、令和元年8月21日（水）から令和3年8月20日（金）までの間にその履

行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であり、自動車の貸付を確実に履行できる者であること。

- (6) 1の(1)に示した物品を自社で所有し(令和3年8月20日(金)以降に取得する場合を含む。)、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (4) 入札説明書等の交付方法

令和3年8月20日(金)午前11時から同年9月10日(金)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年8月20日(金)から同年9月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月29日(水)から同年10月6日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

また、郵便等による入札書の受領期間は、令和3年10月5日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年10月6日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年9月10日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

- (4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: 23 Light freight vehicles
 (2) September 10, 2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
 (3) October 6, 2021 noon: Time-limit for submission of tenders
 (October 5, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
 (4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 庁内LAN認証ライセンス調達業務 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年7月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 81,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県庁内LAN機器更新及び無線LAN環境等構築業務 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年7月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 44,903,680円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	県庁ストレージ賃貸借 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和3年5月14日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケイズ 米子市両三柳2864-16
5 落札金額	月額4,498,109円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和3年3月26日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	HCL Notesライセンス調達業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和3年6月18日
4 落札者の名称及び所在地	扶桑電通株式会社鳥取営業所 鳥取市富安二丁目159
5 落札金額	112,970,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和3年5月7日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	令和3年度鳥取県庁内LANネットワーク機器賃貸借 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和3年7月16日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4-1
5 落札金額	月額2,572,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和3年6月4日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	PC内保存領域利用制御ソフトウェアライセンス調達業務
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和3年7月16日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50
5 落 札 金 額	114,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和3年6月4日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

正 誤

令和3年6月18日付鳥取県公報第9310号の鳥取県告示第360号（鳥取県指定保護文化財の指定の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

欄 変更後の欄

行 32から34まで

誤 ^{しょう}聖 観音立像

十一面観音立像

阿弥陀如来立像

正 十一面観音立像

^{しょう}聖 観音立像

阿弥陀如来立像